# 令和6年2月議会 経済振興委員会 報告資料

福岡市ヨットハーバーについて

令和6年2月港湾空港局

## 福岡市ヨットハーバーについて

## 1. ヨットハーバーの概要

所 在 地 西区小戸三丁目 58-1

敷地面積 120,000 m² (陸域:38,000 m²、水域:82,000 m²)

主要施設 浮さん橋 (大型艇 188 隻) 、艇置場 (小型艇 350 隻)

クラブハウス(本館、別館)、駐車場(289台)、緑地、防波堤、護岸

設置目的 市民の海洋性スポーツの振興とあわせて海洋性思想の普及を図るため

(ヨットハーバー条例第1条)

開場昭和50年7月



## 2. 現在のヨットハーバーの管理運営状況

現在、指定管理者制度により管理運営を実施中。

現指定管理者:福岡市ヨットハーバー&ビーチ管理運営共同事業体

代表事業者 株式会社城ヶ島

構成事業者 株式会社ボート免許センター・グランシーズ株式会社

指定管理期間:令和3年4月1日~令和7年3月31日(4年間)

現指定管理者において、通常の施設の管理運営に加え、ヨット利用者のすそ野の拡大のための ヨット教室の実施や、隣接する小戸公園の来訪者をヨットハーバー側に誘導する賑わいの創出 のための自主事業(マリンアクティビティ(SUP、SUPヨガ等)の実施、ドッグランの設置・ 運営、定期的なマルシェの開催等)を積極的に実施している。

## ヨット教室





## マリンアクティビティ





## 緑地の活用





## 3. ヨットハーバーのあり方検討について

- (1) これまでの所管委員会への主な報告状況
  - · 平成 30 年 2 月

ョットハーバーの目指すべき将来像を多機能型マリーナとし、これを実現するためには、 自由度の高い運営が可能となる民営化が最適とし、平成31年4月からの民営化を目指す。

## 〔多機能型マリーナ〕-

- 青少年の活動の場として高い評価を受けている「ヨット環境の継続」
- 広く市民に開かれた「親水・憩いの空間の提供」
- 平成 30 年 9 月

ヨットハーバー周辺エリアも含めた検討、民営化の公募実施を延期(2年間)

- ・令和元年12月民営化の検討状況
- ・令和2年6月 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、民営化の公募実施を延期(4年間)

#### (2) 状況の変化

- ・マリーナ施設の管理運営には多額の費用が見込まれるが、新型コロナウイルス感染症や今般の物価高の影響により、事業者の民営化の公募への参加が見通せない状況である。
- ・令和4年の港湾法改正により、みなと緑地PPP制度が創設されたため、改めて、民間のノウハウを活用した賑わい創出に向け、検討を行う必要が生じている。

#### 〔みなと緑地PPP制度〕

港湾緑地等において、施設(カフェ等)の整備と、当該施設から得られる 収益を還元して緑地等の整備等を行う民間事業者に対して、緑地等の貸付を 可能とする制度。

## (3) 今後の方針

- ・上記状況の変化を踏まえて、今後、マリーナ事業以外の業種を含む幅広い事業者による利便 施設の導入等、新制度などを活用した民間活力による賑わい創出について、当該エリアが、 多くの市民に親しまれるような空間になるよう、小戸公園と連携しながら検討していく。
- ・検討、実施には一定の期間が必要であることから、指定管理を継続することとし、令和6年度に次期指定管理者の公募を行う。(次期指定管理期間は4年)